

---

# 企業年金制度について

---

---

# 目次(1)

(ページ番号)

目次 .....	1～2
----------	-----

## I 共通事項 .....

3

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1.年金制度の体系 .....              | 4   |
| 2.企業年金等の状況 .....             | 5   |
| 3.日本の年金・退職金制度の沿革(1)(2) ..... | 6、7 |

## II 確定拠出年金制度 .....

8

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1.確定拠出年金制度の概要 .....       | 9  |
| 2.企業型の概要 (1)加入者数の推移 ..... | 10 |
| (2)従業員規模、実施状況 .....       | 11 |
| (3)掛金の状況 .....            | 12 |
| (4)運用商品の状況 .....          | 13 |
| 3.個人型の概要 (1)加入者数の推移 ..... | 14 |
| (2)掛金の状況 .....            | 15 |

# 目次(2)

---

## Ⅲ 確定給付企業年金制度 ..... 16

- 1. 確定給付企業年金制度の概要(1)(2) ..... 17、18
- 2. 確定給付企業年金の承認・認可状況 ..... 19
- 3. 確定給付企業年金の実施状況 ..... 20
- 4. 厚生年金基金の代行返上 ..... 21
- 5. 適格退職年金 ..... 22

## Ⅳ 厚生年金基金制度 ..... 23

- 1. 厚生年金基金制度の概要(1)(2) ..... 24、25
  - (参考)厚生年金基金の努力目標水準について ..... 26
- 2. 設立形態、基金数・加入員数・資産額の推移 ..... 27
- 3. 解散数の推移、厚年基金加入員の平均的な給付 ..... 28
- 4. 財政状況 ..... 29

## Ⅴ 企業年金研究会 ..... 30

- 企業年金研究会について ..... 31、32

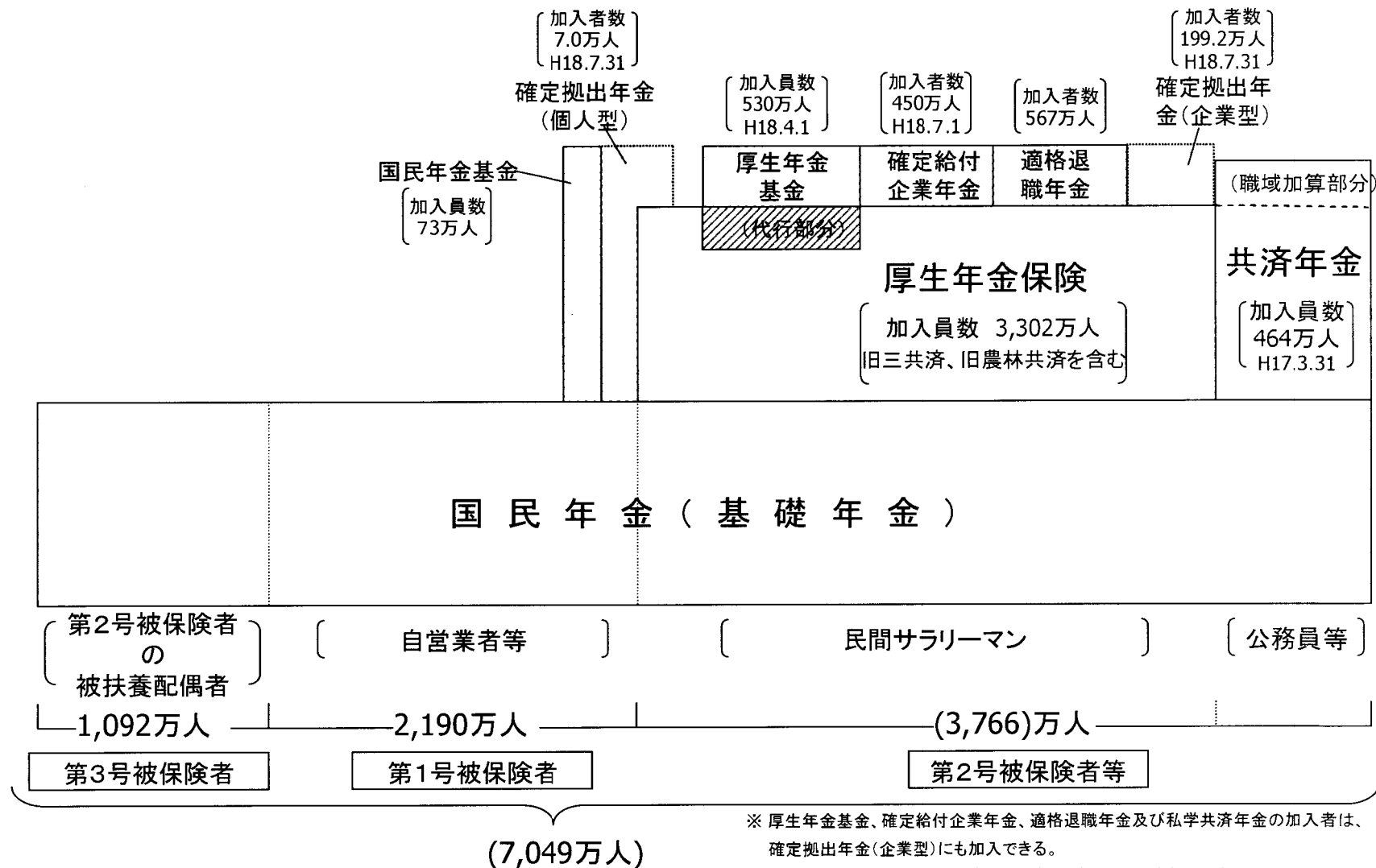
---

# I 共通事項

---

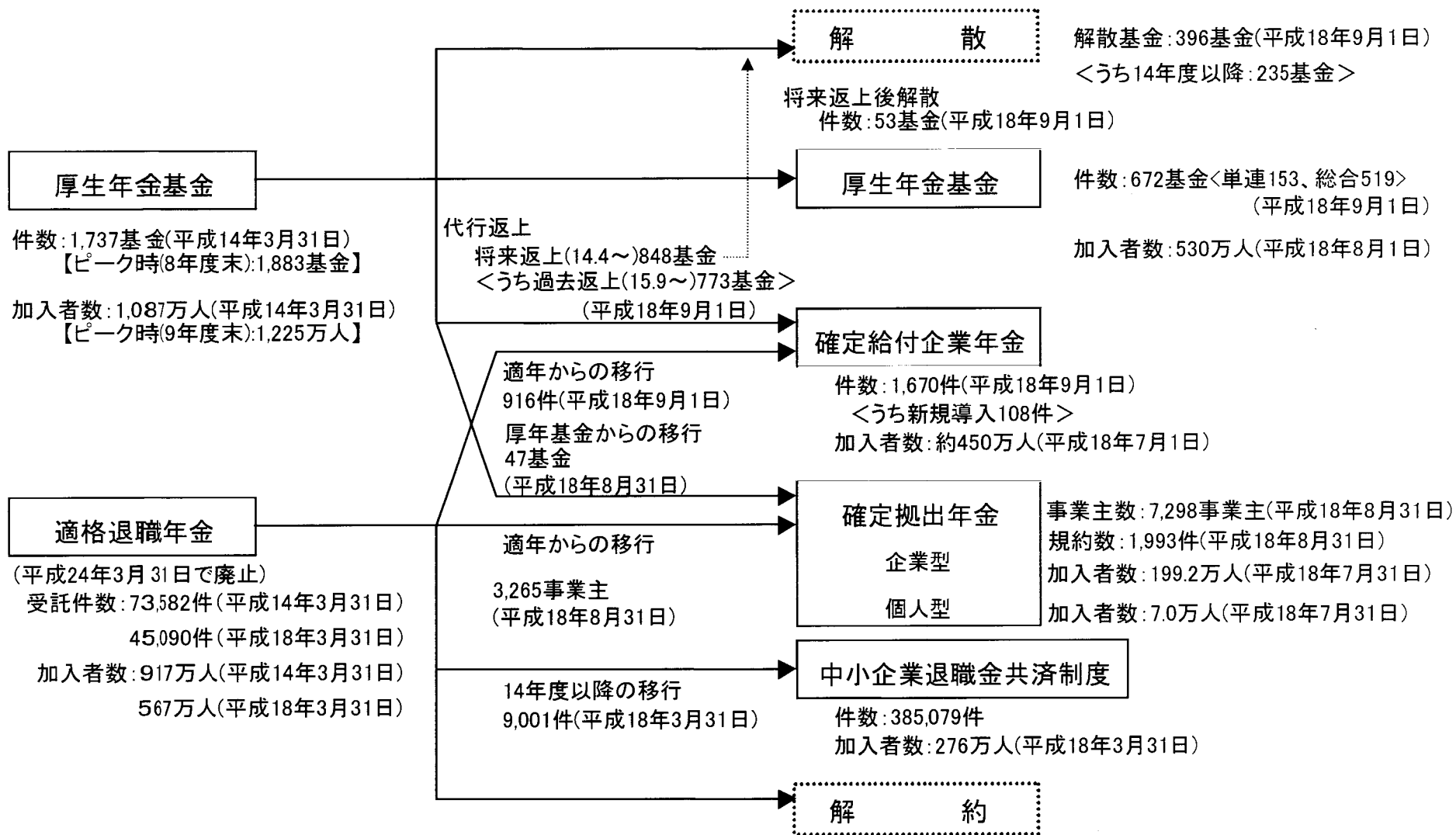
# 1.年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※ ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

## 2. 企業年金等の状況



### 3.日本の年金・退職金制度の沿革(1)

	公的年金	企業年金・退職金			
昭和			63		・厚生年金基金の努力目標水準の制定 ・厚生年金基金連合会の加算年金通算事業、支払保証制度の実施
16	労働者年金保険法制定				
19	厚生年金保険法に改称	20年代以降企業において退職一時金制度が発達	平成		
29	29年改正(全面改正) ・定額、報酬比例の2本建て ・男子60歳、女子55歳支給		元	元年改正:完全自動物価スライド方式の導入	
34	国民年金法制定(無拠出制)	中小企業退職金共済法制定 特定退職金共済制度発足	3		国民年金基金制度発足
36	国民年金制度施行(拠出制)		6	6年改正 ・可処分所得スライド制の導入 ・定額部分の支給開始年齢引上げ	・厚生年金基金の免除保険料率複数化
37		適格退職年金制度発足			
40	40年改正:1万円年金		9		・厚生年金基金の非継続基準による財政検証、時価基準による資産評価の導入、5:3:3:2規制の完全撤廃
41		厚生年金基金制度発足			
44	44年改正:2万円年金				
46		勤労者財産形成促進法制定			
48	48年改正 ・物価スライド制、賃金再評価制度導入、5万円年金		11		・厚生年金基金の免除保険料率及び最低責任準備金の凍結
60	60年改正:基礎年金の導入				

### 3.日本の年金・退職金制度の沿革(2)

	公的年金	企業年金・退職金			
12	12年改正 ・給付水準の5%適正化 ・報酬比例部分の支給開始年齢引上げ				厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化 ・財政検証に係る予定利率の見直し ・給付減額手続きの明確化等
13		確定給付企業年金法制定 確定拠出年金法制定 → 受給権の保護、労働移動に対するより柔軟な対応、制度選択の幅の拡大	16	16年改正 ・保険料水準固定方式の導入 ・マクロ経済スライドの導入 ・基礎年金国庫負担割合の引上げ ・積立金の活用	・免除保険料率の凍結解除等 ・ <u>企業年金のポータビリティの確保</u> ・ <u>確定拠出年金拠出限度額引上げ</u> 、中途脱退の要件緩和
14		代行返上(将来期間分)開始 厚生年金基金の運営の弾力化(キャッシュバランスプランの導入等)			
15		厚生年金基金の運営の弾力化 ・積立水準の回復計画の期間延長等 代行返上(過去期間分)開始			